

仙台市議会費用弁償高裁判決へのコメント

平成23年4月13日 仙台市民オンブズマン

1審同様、費用弁償の支給実態を考慮することなく、抽象的な裁量論のみによって議会のお手盛りを容認した不当な判決である。

判決は、他都市との比較を正当化の根拠としているが、費用弁償の額については類型的にお手盛りの危険がある。判決は、この点から目を背けている。

また、判決は「議員が議会の出席に当たって支出する諸費用は多様」と指摘するが、判決は政務調査費以外に現実に発生している費用を何ら示していないし、証拠すら掲げていない。多様な費用が政務調査費から支出されている実態に鑑みれば、議員が議会の出席に当たって支出する費用は交通費のみであることが証拠から明らかである。

判決は、費用弁償と政務調査費で二重支給となっていた場合は政務調査費の個別的問題であると述べる。しかし、議員が支出する費用は議員毎多様であるがゆえに個々の政務調査費が支給されているのであるから、多様な費用についてはまずは政務調査費によって調整される建前である。にもかかわらず、これを一律の費用弁償として支給することによって償おうとすることは不合理である。

仮に、議会にある程度の裁量を認める考えに立ったとしても、この判決の論理からすれば、裁量の範囲は無制約となり、お手盛りによる過大な支給を防止できない。地方自治法203条3項が「費用」と明記した趣旨が失われかねない。

費用弁償1万円の見積りの合理性について裁判所に判断を求めたにもかかわらず、裁判所はこれを回避し、裁量逸脱・濫用の基準すら示さず、議会の判断にゆだねてしまった。これは裁判所の職責放棄にほかならない。

上告するかどうかは次回例会（4月21日）で決定する。

以上